

# テロ等準備罪法案修正案 概要

## 1 可視化について

- ・テロ等準備罪の捜査における証拠収集方法として、被疑者取調べが重要な意義を有すると考えられる。
- ・自白偏重の捜査が行われる懸念等があるとの指摘などが国会において議論されている。
- ・改正刑事訴訟法附則第9条第1項において、その施行後、可視化制度に関する制度の在り方について検討を行うこととされている。
- ・改正刑事訴訟法施行前においても、捜査機関の判断によって被疑者取調べの可視化を実施することとされている。



### 本則において捜査の適正確保への配慮義務を規定

本則において、テロ等準備罪の被疑者取調べ等の適正確保への配慮に関する規定を設けることとした。

### 附則において可視化に関する検討規定を創設

附則において、改正刑事訴訟法附則第9条第1項により可視化制度についての検討を行うに当たっては、可及的速やかに、テロ等準備罪に係る事件について可視化制度の在り方を検討する旨の規定を設けることとした。

### 附帯決議において可視化実施に努めるべき旨を記載

附帯決議において、テロ等準備罪の被疑者取調べについては、できる限り可視化の実施に努めるべき旨を求めることとした。

## 2 GPS捜査について

- ・テロ等準備罪の事件捜査には、いわゆるGPSを用いることが有効であると考えられる。
- ・最高裁大法廷判決において、GPS捜査は強制処分であり、これを行うに当たっては立法措置が講ぜられることが望ましいとの指摘がされた。



### 附則においてGPS捜査に関する検討規定を創設

附則において、速やかに、GPS捜査を行うための制度の在り方について検討を行い、必要があれば、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする旨の規定を設けることとした。

## 3 親告罪について

- ・政府側は、対象犯罪自体が親告罪である場合には、その罪に係るテロ等準備罪についても解釈上当然に親告罪となる旨を説明している。
- ・テロ等準備罪の上記解釈について、国民の予測可能性を確保する必要性がある。



### 本則において親告罪である旨を明記

本則において、テロ等準備罪のうち、その対象犯罪が親告罪であるものについて、告訴がなければ公訴を提起することができない旨を明記することとした。